

インサイダー取引規制に係る平成 25 年金商法改正

- I. 平成 25 年金商法改正の概要
- II. 情報伝達および取引推奨行為に対する規制等の改正
- III. 「他人の計算」による違反行為に対する課徴金の見直し
- IV. 近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し
- V. 法人関係情報の管理態勢に関する日本証券業協会の規則改正

弁護士 中村 聡
☎ 03-5220-1845
✉ satoshi.nakamura@mhmjapan.com

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com

弁護士 石橋 誠之
☎ 03-6266-8905
✉ masayuki.ishibashi@mhmjapan.com

I. 平成 25 年金商法改正の概要

昨今、社会的問題ともなった増資インサイダー事案を含め、会社関係者(法 166 条 1 項柱書き)自身ではなく、情報受領者(同条 3 項)が主体となってインサイダー取引を行う事例が増加している¹。このような背景のもと、金融審議会の「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」の報告書²(以下「IWG 報告書」という。)が公表され、これを踏まえて、平成 25 年 4 月 16 日に金融商品取引法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)が国会に提出された。なお、インサイダー取引規制の見直しに関する部分については、改正法の公布の日から 1 年以内の政令で定める日から施行されるものとされている³。

II. 情報伝達および取引推奨行為に対する規制等の改正

(I) 改正の趣旨

IWG 報告書では、改正法案の趣旨について、大要、以下のとおり説明されている。

証券取引等監視委員会による最近のインサイダー取引に係る課徴金勧告・刑事告発事案では、会社関係者や公開買付者等関係者から情報伝達を受けた者(情報受領者)による違反行為が増加しており、違反事案の多数を占める状況となっている。また、上場会社の公募増資に際し、引受け主幹事証券会社の営業職員による情報伝達に基づいたインサイダー取引事案も生じている。情報受領者によるインサイダー取引は、情報伝達がなければ生じることはないため、このようなインサイダー取引の発生を防止していくためには、不正な情報伝達をいかに抑止していくかが重要な課題となっている。

すなわち、まず上場会社の未公表の重要事実に基づく取引を助長する情報伝達行為については、未公表の重要事実に基づく取引が行われる蓋然性を高めるとともに、内部者に近い特別の立場にある者にのみ有利な取引を可能とする点等で、証券市場の公正性・健全性に対する投資者の信頼を損なうおそれがあり、適切な抑止策を設ける必要がある。

また、上記のような情報伝達行為を規制した場合には、未公表の重要事実の内容は伝えずに、その存在を仄めかし、または未公表の重要事実を知り得る立場にあることを示しつつ取引を推奨するなどの潜脱的行為が行われるおそれがある。内部情報を知り得る特別の立場にある者が、内部情報を知りながら不正に取引推奨すれば、被推奨者に取引を行う誘因が働き、未公表の重要事実に基づいた取引に結びついていくものと考えられる。このような取引推奨が行われることは、証券市場の公正性・健全性に対する投資者の不信感を惹起するおそれがあることを踏まえると、不正な取引推奨行為についても適切な抑止策を設ける必要がある。

他方、上場会社の通常の業務・活動に支障が生じないように留意するとともに、金商法の目的も踏まえ、(i)「取引を行わせる目的」等の主観的要件を設けること、(ii)処罰・課徴金の対象にするには、不正な情報伝達・取引推奨が投資判断の要素となって実際に取引が行われたことを要件とすることが適当である。

¹ 在津謙作「課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向について」会計・監査ジャーナル No.688(2012)57 頁等

² 平成 24 年 12 月 25 日付金融審議会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」

³ 本稿では、改正法案による改正後の金融商品取引法を「金商法」または「法」という。

(II) 改正法案の内容

1. 概要

法 167 条の 2 は、法 166 条および 167 条に対応し、上場会社等の重要事実に関する規制(1 項)と、公開買付等事実に関する規制(2 項)に分けて規定されている。両者の基本的な枠組みは同じであるため、本 II. では、主として上場会社等の重要事実に関する規制(1 項)について紹介する。

改正法案では、法 167 条の 2 第 1 項において、上場会社等の重要事実に係る情報伝達・取引推奨行為について、大要、以下のとおり規定している。

- (i) 上場会社等に係る会社関係者(元会社関係者を含む。)であって、
- (ii) 当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実をその者の職務等に関し知った者は、
- (iii) 当該業務等に関する重要事実について公表がされたこととなる前に、
- (iv) 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより他人に利益を得させ、または他人の損失の発生を回避させる目的をもって、
- (v) 他人に対し、当該業務等に関する重要事実を伝達し、または当該売買等をするを勧めてはならない。

さらに、改正法案の課徴金規定(法 175 条の 2)および罰則(法 197 条の 2 第 14 号・15 号)においては、大要、以下のとおり規定されている。

- (vi) 法 167 条の 2 第 1 項・2 項の規定に違反した者は、当該違反により同項の伝達を受けた者または同項の売買等をするを勧められた者が当該違反に係る業務等に関する重要事実について公表がされたこととなる前に特定有価証券等に係る売買等をした場合(法 166 条 6 項各号・167 条 5 項各号に掲げる場合に該当するときを除く。)に限って、課徴金納付命令または刑罰の対象とする。

2. 規制の名宛人

情報伝達・取引推奨行為が禁止される対象者は、法 166 条 1 項および同項柱書き後段における「会社関係者」⁴および「元会社関係者」である(法 167 条の 2 第 1 項)。法人も規制の対象となりうる(166 条 1 項 2 号、4 号参照)。

いわゆる第一次情報受領者(法 166 条 3 項)については、規制の対象とはされてはいない。ただし、例えば、第三者(第一次情報受領者)が認識した上場会社の重要事実を別の第三者(第二次情報受領者)に伝達した場合、第一次情報受領者による情報伝達を実質的に会社関係者による情報伝達と同視される(その結果、第二次情報受領者が会社関係者から重要事実の伝達を受けたものとみなされる)場合であって、当該第二次情報受領者が当該重要事実が公表される前に当該上場会社の株券等の売買等を行うときは、第一次情報受領者の情報伝達行為について法 167 条の 2 は直接適用されないと思われるものの、会社関係者の法 167 条の 2 第 1 項違反行為への幫助、情報受領者の法 166 条 3 項違反行為への教唆・幫助が問題となりうる点に留意が必要である。

3. 禁止される行為

まず、情報伝達行為については、改正法案の文言上「業務等に関する重要事実を伝達」とのみ規定され⁵、具体的にいかなる行為がこれに該当するか明らかではないが、法 166 条 3 項の第一次情報受領者の要件としての「伝達」と基本的には同様に解釈されるものと思われる。法 166 条 3 項にいう「伝達」は実質的に判断され、具体的な方法を問わず会社関係者が重要事実を伝達する意思で実際に伝達行為を行い、その結果として相手方が当該重要事実を知るに至った場合には重要事実の伝達があったものと解されており⁶、広く第三者へのコミュニケーションを含むこととなる。ただし、立ち聞き・情報漏洩など、伝達の意味をもって行われたのでない場合は含まない(あるいは故意がない)と解釈される。

取引推奨行為についても、改正法案の文言上は「上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をするを勧め」とされ、具体的にいかなる行為がこれに該当するか明らかではない。制度趣旨から、会社関係者等が未公表の重要事実のある上場会社の株式の売買等を勧める行為がこれに該当するのは明らかであるが、実務上問題となり得るのは、上場企業が行う IR 活動である。IR 活動は当該企業への理解を深め公正な株価を形成することを目的としていることから、広義に解すれば当該企業の株式の取得を推奨するとみられ

⁴ 公開買付けに係るインサイダー取引規制の場合は、法 167 条 1 項に定める公開買付者等関係者が規制の対象となる(法 167 条の 2 第 2 項)。なお、改正法案により、公開買付者等関係者に、対象会社およびその役職員が追加されることとなる(法 167 条 1 項 5 号)点に留意が必要である。

⁵ 法 167 条の 2 における「重要事実」も、法 166 条 2 項に定める「重要事実」である。

⁶ 横島裕介『逐条解説インサイダー取引と罰則』(商事法務研究会、1989)122 頁

る面があること自体は否めない。後述する主観的要件を充足しないと解釈することも考えられるだろうが、公正な株価の形成目的と投資者の利得獲得目的は実際には紙一重のようにも思われ、健全な IR 活動を阻害しない観点からは、通常の IR 活動についてはそもそも取引推奨行為に該当しないと解釈する方向性が望ましい。

4. 主観的要件

主観的要件として、重要事実の公表前に上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、または当該他人の損失の発生を回避させる目的の要件が設けられている。すなわち、(i)他人に取引をさせること、(ii)当該他人の利益取得・損失回避、および(iii)(i)と(ii)の間の因果関係が要件とされている。

主観的要件を充たさないことを理由に法 167 条の 2 違反を回避することが期待される具体的な場面として、たとえば、(a)インサイダー取引規制の適用除外とされるいわゆるクロ・クロ取引(法 166 条 6 項 7 号)において、売買当事者双方が未公表の重要事実を知った状態とさせるために会社関係者等が取引の相手方に情報を伝達するような場合、(b)インサイダー取引規制の適用除外とされる公開買付け等に対する対抗買い(法 166 条 6 項 4 号、167 条 5 項 5 号)において、上場会社の取締役会が決定した要請と公開買付け等の事実を、対抗買いを行う者に伝達する場合、(c)上場会社が投資者向けに IR 活動を行う場合などが考えられる。

上記のとおり、情報伝達行為および取引推奨行為の範囲が広範に解釈されるおそれがあることから、主観的要件の解釈・運用が今後の実務において重要な意義を有することとなると思われる。

5. 課徴金および刑罰の要件

行為者の法 167 条の 2 第 1 項・2 項の違反により、情報受領者等が重要事実の公表前に当該違反等に係る特定有価証券等・株券等に係る売買等をした場合に限って、課徴金ないし刑罰の対象とするという、いわゆる取引要件(刑罰については客観的処罰条件)が定められている(法 175 条の 2 および 197 条の 2 第 14 号・15 号)。

取引要件では、「違反により」という文言が用いられているが、これは IWG 報告書における「不正な情報伝達・取引推奨が投資判断の要素となって」という部分を踏まえて、法 167 条の 2 の違反行為と情報受領者等の売買等との間に因果関係を要求する趣旨だと考えられる。

(III) 違反の効果

	課徴金	刑罰	注意喚起のための氏名公表
証券会社等による違反の場合	証券会社等に対し、 ・ 取引を行った者からの仲介関連業務の手数料(月額 3 倍) ・ 募集等関連業務に関する違反の場合: 上記仲介関連業務の手数料(月額 3 倍)+募集等業務・引受業務の手数料の 2 分の 1	5 年以下の懲役 500 万円以下の罰金 またはこれらの併科 法人両罰規定: 5 億円以下の罰金	違反行為に関わった役職員(補助的な役割を担った者を除く)
上記以外の者による違反の場合	取引を行った者が得た利得相当額の 2 分の 1		なし(例外: 反復違反行為者)

1. 課徴金

情報伝達・取引推奨行為の禁止に違反した場合、前述の取引要件が充足される限り、課徴金の対象となる(法 175 条の 2)。

課徴金の金額は、下記 3. の仲介業者以外の者については、違反行為により情報受領者等が行った売買等によって得た利得相当額の 2 分の 1 とされている(法 175 条の 2 第 1 項 3 号)。

2. 刑罰

情報伝達・取引推奨行為の禁止に違反した場合、前述の取引要件が充たされる限り、5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金またはこれらの併科の対象となる(法 197 条の 2 第 14 号・15 号)。

また、法人の代表者または代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務または財産に関し、法

197 条の 2 に掲げる規定の違反行為をしたときは、その法人に対して 5 億円以下の罰金刑を科すことを定める両罰規定が置かれている(法 207 条 1 項 2 号)。

3. 仲介業者に対する加重

上場株券等の仲介業務を担う者(仲介業者)については、証券市場の公正性・健全性を保つために重要な役割を担っていることに鑑み、また、その業務に関して行われた違反行為について典型的に幅広い利得があることを踏まえて、より実効性のある抑止が図られる必要がある。そこで、仲介業者については加重された課徴金の計算方法、および注意喚起のための氏名公表が新たに定められている(法 175 条の 2 第 1 項 1 号・2 号、192 条の 2)。

4. 重要事実の要求行為等に対する氏名公表措置

機関投資家等の運用担当者等が取引上の立場を利用して証券会社に対しいわゆる「耳寄り情報」の提供を継続・反復して求める行為は、インサイダー取引の予備的な行為であるものの、情報伝達を助長してインサイダー取引を積極的に行うものであるため悪質性が強く、適切な違反抑止を図る必要がある。かかる行為を行うことにより、インサイダー取引を行ったような事案については、違反行為において中心的な役割を担った者等の氏名等を公表できるものとされている(法 192 条の 2)。

また、インサイダー取引など不正取引を反復して行った者についても、違反抑止の観点から違反行為を行った個人名を明らかにすることができる(同条)。

III. 「他人の計算」による違反行為に対する課徴金の見直し⁷

「他人の計算」による違反行為に係る課徴金については、手数料相当額が課徴金の対象とされているが(平成 24 年金商法改正による改正後の法 175 条 1 項 3 号、2 項 3 号等)、違反行為に対する抑止効果が十分に期待できなかった。そこで、運用対象財産の運用として違反行為または売買等を行った者について、課徴金の額の改正がなされ、違反行為または売買等が行われた月の運用手数料の 3 倍とすることとされた(法 175 条 1 項 3 号、2 項 3 号等)。

IV. 近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し⁸

(I) 公開買付者等関係者の範囲の拡大

近時の金商法 167 条違反事例では、被買付企業の役職員が違反しているケースが増えていることが指摘されていた⁹。一方で、被買付企業およびその役職員は、公開買付者等の契約締結(交渉)者となれば公開買付者等関係者に該当するものの(法 167 条 1 項 4 号)、被買付企業およびその役職員を「公開買付者等関係者」と常に認定できるとは限らない状況にあるという問題があった。

そこで、公開買付け等に係る上場等株券の発行者が公開買付者等からの伝達により知ったとき、およびその役員等がその者の職務に関し公開買付者等からの伝達により知ったときは、公開買付者等関係者に該当することとされた(法 167 条 1 項 5 号)。また、法人である上場等株券の発行者の役員等のうち、公開買付者等からの伝達により知った者ではなく、法人内部の伝達によりその者の職務に関し知った者についても、公開買付者等関係者に該当することとされた(同項 6 号)。

⁷ なお、IWG 報告書では、違反行為者が、たとえば複数のグループ会社が組成・関与する海外ファンドの運用を行うような場合には、課徴金額の計算のために必要となるファンドの詳細な内容や違反行為者の得る利得の細部が必ずしも明確とならないケースも生じ得るため、違反事実が認められたにもかかわらず、課徴金額の計算のための計数が直接に把握できないような場合について、適切に課徴金額を計算することができるような計算方法を検討することが提言されていた。改正法案では、該当条文の改正がなされていないが、内閣府令で詳細が定められることと思われる。

⁸ なお、インサイダー取引規制の適用除外規定である、いわゆる「知る前契約」の履行または「知る前計画」の実行としての売買等(現行法 166 条 6 項 8 号、167 条 5 項 8 号(平成 24 年改正法および改正法案による改正後の法 166 条 6 項 12 号、167 条 5 項 14 号))については、適用除外となる類型を内閣府令において個別に定めている。しかし、たとえば、上場会社以外の者の間での「知る前契約」に基づく売買等が適用除外されないなど、実務上の支障が生じていることを踏まえて、IWG 報告書においては、取引の円滑を確保する観点から、上記適用除外規定に関する基本的考え方を明確化し、より包括的な適用除外の規定を設けるとともに、必要に応じガイドライン等により法令の解釈を事前に示していくことが提言されていた。改正法案では、該当条文の改正がなされていないが、今後内閣府令の改正やガイドライン等の制定の際に、IWG 報告書の提言が活かされるものと思われる。

⁹ 在津・前掲注(1)参照

(II) 公開買付け等事実の情報受領者に係る適用除外¹⁰

未公表の公開買付け等事実の情報受領者は、公開買付者等が公表するまで、原則として被買付企業の株券等の買付けができないため、上場会社の買収の実施を決定した者が他の潜在的な買収者に対して未公表の公開買付け等事実を伝達した場合には、当該他の買収者による買付けを妨げることができるなどの支障が生じていることが指摘されていた。

改正法案では、次の 2 つの場合が、公開買付者等関係者に係るインサイダー取引規制の適用除外とされた(法 167 条 5 項 8 号・9 号)。

1. 取引の有利性(情報の非対称性)が解消される場合¹¹

公開買付者等関係者であって法 167 条 1 項各号に定めるところにより公開買付け等の実施に関する事実を知ったもの(以下「特定公開買付者等関係者」という。)から当該事実の伝達を受けた者(法人の場合はその役員等を含む。)が買付け等をする場合であって、(i)伝達を行った者の氏名または名称、(ii)伝達を受けた時期、(iii)当該事実の内容として内閣府令で定める事項が、公開買付開始公告において明示され、かつ、公開買付届出書に記載されて公衆縦覧に供された場合。

2. 情報が有用性を失う場合

特定公開買付者等関係者(公開買付者等の役員等を除く。)またはその者から公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者(法人の場合はその役員等を含む。)が買付け等をする場合であって、当該事実を知った日または当該伝達を受けた日から 6 か月が経過している場合。

(III) いわゆるクロ・クロ取引に係る適用除外

重要事実を知っている者の間で市場外で行われる相対取引(いわゆるクロ・クロ取引)について、公開買付者等関係者に係るインサイダー取引規制の場合(法 167 条 5 項 7 号)と異なり、会社関係者に係るインサイダー取引規制の場合(現行法 166 条 6 項 7 号)では、第一次情報受領者と第二次情報受領者との間で行う取引は適用除外の対象となっていないことが問題とされていた。

改正法案では、重要事実を知った者が当該重要事実を知っている者との間でする売買等一般が適用除外とされた(法 166 条 6 項 7 号)。

V. 法人関係情報の管理態勢に関する日本証券業協会の規則改正

金商法の業規制においては、法人関係情報を提供した勧誘や法人関係情報の管理などが規制されているが(金融商品取引業等に関する内閣府令 117 条 1 項 14 号、123 条 1 項 5 号等)、改正法案による直接の影響はない。

しかし、IWG 報告書では金融業界における法人関係情報の管理態勢の改善の取組みが求められていたところ、日本証券業協会において、平成 25 年 4 月 16 日に「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」が一部改正されるとともに、「同規則に関する考え方」が制定され、同年 7 月 1 日から施行されるものとされている。

この「考え方」によれば、法人関係情報のみならず、法人関係情報の漏洩や不正利用を防止するために、以下の情報(関連情報)についても、業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすることが考えられるとされている。

- (i) 現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報
- (ii) それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となりうる情報(示唆情報等)
 - ① 法人関係情報を取得していることを示唆する情報(示唆情報)
 - ② 銘柄名は伝達しないものの法人関係情報の存在を推知しうる情報(いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報)

¹⁰ なお、IWG 報告書では、公開買付け等への対抗買に関する適用除外規定(法 166 条 6 項 4 号、167 条 5 項 5 号)についても、実務面で利用し難いとの指摘があることを踏まえ、解釈の明確化等を図っていくことが提言されていた。改正法案では、該当条文の改正がなされていないが、今後ガイドライン等で明確化が図られることが期待される。

¹¹ 情報受領者が公開買付けではなく買集め行為を行う場合には、適用除外とされていない。

セミナー情報

- セミナー「株主総会事務局の役割と議事運営上の留意点 ～議長支援を中心に株主総会への関与を基本から理解する～」
開催日時 2013年5月21日(火) 14:00～17:00
講師等 三浦 亮太
主催 株式会社プロネクサス(<http://www.pronexus.co.jp/home/index.html>)
- セミナー「会社を巡る裁判手続の要点」
開催日時 2013年5月21日(火) 14:00～17:00
講師等 関戸 麦
主催 経営調査研究会(<http://www.kinyu.co.jp/>)
- セミナー「課徴金リスク対応セミナー ～独占禁止法・インサイダー取引・景品表示法のトレンドとリスクマネジメント～」
開催日時 2013年5月21日(火) 13:00～17:00
講師 児島 幸良、足立 格、高宮 雄介
主催 有限責任監査法人トーマツ
(http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/companies/audit/index.htm)
- セミナー「特別限定セミナー 第1回「経営幹部が理解しなければならない雇用調整の実務」」
開催日時 2013年5月22日(水) 14:00～16:30
講師 荒井 太一
主催 株式会社リクルートキャリアコンサルティング(<http://www.recruit-cc.co.jp/>)
- セミナー「下請法取締強化と規制対策の最前線～いじめない、いじめられない! 下請法違反の境界線～」
開催日時 2013年5月23日(木) 15:00～18:00
講師 玉木 昭久
主催 経営調査研究会(<http://www.kinyu.co.jp/>)
- セミナー「実例で考える従業員の不祥事・問題行為対応」
開催日時 2013年5月27日(月) 13:30～16:30
講師 荒井 太一
主催 株式会社商事法務(<http://www.shojihomu.co.jp/>)
- セミナー「平成25年株主総会にむけた監査役の留意点」
開催日時 2013年5月30日(木) 14:00～16:00
講師 奥山 健志
主催 公益社団法人日本監査役協会(<http://www.kansa.or.jp/>)
- セミナー「シンガポール地域統括会社の構築及び活用の法務・税務上の留意点～アジアにおける法務・M&A戦略を交えて～」
開催日時 2013年5月31日(金) 14:30～17:30
講師 関口 健一
主催 経営調査研究会(<http://www.kinyu.co.jp/>)
- セミナー「ブラジル・メキシコへの進出と進出後の法務リスク～進出前にこそ、進出後の法務リスクを見据えて対応する～」
開催日時 2013年6月4日(火) 14:00～17:00
講師 梅津 英明
主催 経営調査研究会(<http://www.kinyu.co.jp/>)
- セミナー「保険募集規制の最新動向」
開催日時 2013年6月5日(水) 13:30～16:30
講師 増島 雅和
主催 株式会社セミナーインフォ(<http://www.seminar-info.jp>)
- セミナー「インサイダー取引規制の最新動向」
開催日時 2013年7月18日(木) 13:30～16:30
講師等 峯岸 健太郎
主催 宝印刷株式会社(<http://www.takara-print.co.jp/>)

文献情報

- 論文「〔会社法務〕インサイダー取引規制の改正」
掲載誌 企業会計 Vol.65 No.1 2013年1月号
著者 藤津 康彦
- 論文「個別株主通知に関する諸問題―近時の裁判例を踏まえて―」
掲載誌 旬刊商事法務 No.1995 2013年4月5日
著者 太子堂 厚子
- 本 『労契法・派遣法・高年法 平成24年改正 Q&A』
出版 株式会社商事法務 2013年4月10日刊
著者 高谷 知佐子 (共著)、南部 恵一 (共著)、高橋 尚子 (共著)、亀田 康次 (共著)
- 論文「平成25年改訂版 JSLA 標準契約書の概説」
掲載誌 金融法務事情 1967号 2013年4月10日号
著者 佐藤 正謙 (共著)、青山 大樹 (共著)
- 論文「米国における経営陣報酬の実務動向(上)」
掲載誌 旬刊商事法務 No.1996 2013年4月15日号
著者 熊谷 真和 (共著)、塩田 尚也 (共著)
- 論文「<クローズ・アップ>2013年2月決定の2事案からみえる FCPA(海外汚職行為防止法)域外適用の最新動向」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1345 2013年4月20日
著者 落合 孝文 (共著)、渥美 雅之 (共著)
- 論文「民法(債権関係)の改正に関する中間試案の公表」
掲載誌 リーショナルバンキング 2013年4月号
著者 足立 格 (共著)、児島 幸良 (共著)
- 論文「カネボウ化粧品販売(損害賠償請求)事件(大分地裁平25.2.20判決)」
掲載誌 WEB 労政時報 2013年4月
著者 亀田 康次
- 論文「事前相談制度廃止後の企業結合審査の実務」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.13 No.4 2013年4月号
著者 宇都宮 秀樹
- 論文「会社法をめぐる判例(2)」
掲載誌 NBL No.998 2013年4月
著者 石本 茂彦 (共著)、張 清香 (共著)
- 論文「企業法務 平成25年6月定時株主総会の対策と留意点」
掲載誌 会計・監査ジャーナル 2013年4月号
著者 石井 裕介
- 論文「インサイダー取引規制の平成25年改正と実務上の諸問題」
掲載誌 旬刊商事法務 No.1998 2013年5月5-15日合併号
著者 中村 聡
- 論文「Q&A 相談室 会社法務 社外役員に関する諸制度について」
掲載誌 企業会計 Vol.65 No.5 2013年5月号
著者 石井 裕介
- 論文「民法改正『中間試案』全テーマ解明 徹底解説! 企業法務に関する36テーマ」
掲載誌 ビジネス法務 2013年6月号
著者 青山 大樹 (共著)、足立 格 (共著)、辰野 嘉則 (共著)、松田 悠希 (共著)、白川 佳 (共著)

News

➤ **The Fourth Edition of Best Lawyers in Japan**にて高い評価を得ました

Best Lawyers(ベスト・ロイヤー)による、The Fourth Edition of Best Lawyers in Japanにおいて、当事務所の弁護士 55 名が 22 の分野で選ばれました。Capital Markets では、石黒徹、中村聡、藤津康彦及び鈴木克昌の 4 名が選出されています。



➤ **2012 年度トムソン・ロイター「DEALWATCH AWARDS」の受賞案件に関与しました**

・当事務所が発行会社及び売出人側カウンセラーとして関与した、JT の政府保有株式売出案件がトムソン・ロイターの DEALWATCH AWARDS 2012 において、Equity Deal of the Year を受賞いたしました。

・当事務所が発行体側代理人として関与した、産業ファンド投資法人による約 110 億円の公募増資の件がトムソン・ロイターの DEALWATCH AWARDS 2012 において、J-REIT of the Year を受賞いたしました。